

意見公募要領

1 意見募集対象

- ・ 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律施行規則の一部を改正する省令案
- ・ 特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律における大規模特定電気通信役務提供者の義務に関するガイドライン案
- ・ 特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律第26条に関するガイドライン案

2 意見公募の趣旨・目的・背景

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第25号）の施行に伴い、所要の規則制定を行うこと等から、広く意見を募集するものです。

3 資料入手方法

準備が整い次第、e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ (<https://www.soumu.go.jp/>) の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

4 意見の提出方法・提出先

下記（1）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（2）又は（3）の場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

（1）e-Gov を利用する場合

e-Gov (<https://search.e-gov.go.jp/>) の意見提出フォームからご提出ください。
※e-Gov から提出できる電子ファイルのサイズは4MBまでとなっております。

（2）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：joteki-kikaku_atmark_ml.soumu.go.jp

総務省情報流通行政局情報流通振興課情報流通適正化推進室 あて

※スパムメール防止のため@を「_atmark_」としております。送信の際には恐れ入り

ますが、「@」に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の e-Gov を極力御利用いただきますよう、御協力の程よろしくをお願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

(3) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省情報流通行政局情報流通振興課情報流通適正化推進室 あて
別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

5 意見提出期間

令和 6 年（2024 年）12 月 20 日（金）から令和 7 年 1 月 23 日（木）まで（必着）

※郵送についても、締切日に必着とします。

6 留意事項

- ・提出された意見は、e-Gov 及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省情報流通行政局情報流通振興課情報流通適正化推進室にて配布又は閲覧供します。
- ・意見等が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつてはその名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について匿名を希望され

る場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。

- ・御意見等に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された御意見等は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された御意見等を連絡先窓口へ備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された御意見等を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

総務省情報流通行政局情報流通振興課情報流通適正化推進室

担 当：木村課長補佐、飯田専門職、梅木官

電 話：03-5253-5843

電子メールアドレス：joteki-kikaku_atmark_ml.soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。

意見書

令和 年 月 日

総務省情報流通行政局情報流通振興課
情報流通適正化推進室 へ

郵便番号

(ふりがな)

住所(所在地)

(ふりがな)

氏名(法人又は団体名等)(注1)

電話番号

電子メールアドレス

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律施行規則の一部を改正する省令案等に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

- (1) 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律
施行規則の一部を改正する省令案

該当箇所	御意見

- (2) 特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律
における大規模特定電気通信役務提供者の義務に関するガイドライン案

該当箇所	御意見

- (3) 特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律
第26条に関するガイドライン案

該当箇所	御意見